十三　初期利子　平成二十二年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成二十六年九月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十一年十一月九日

○財務省告示第三百九十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十一月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月四日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で九十二億八千三百二十万円

六　払込金額　九十三億五千五百六十万八千九百六十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十一年十一月九日

十　発行価格　額面金額百円につき百円七十八銭

十一　利率　年一・三パーセント

十二　経過利子の払込み　(一)　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{50}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十二年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十一年九月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十一年十一月九日

○厚生労働省告示第四百八十六号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）第二条第三項の規定に基づき、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第二条第二項の医療に要した費用の額の算定方法を次のように定める。

平成二十一年十二月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第二条第二項の医療に要した費用の額の算定方法

第一章　特殊医療費

1　リンパ球（T細胞及びB細胞）サブポピュレーション測定　一〇、〇〇〇円

2　リンパ球機能検査

一　リンパ球培養試験　一〇、〇〇〇円

二　マクロファージ遊走阻止試験　一〇、〇〇〇円

3　免疫学的唾液検査　一〇、〇〇〇円

4　免疫学的血清検査

一　各種抗体価測定　一五、〇〇〇円

二　補体成分測定　二五、〇〇〇円

5　免疫学的白血球検査　一五、〇〇〇円

第二章　その他の医療費

前章の規定により算定される特殊医療費以外の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第二条第二項の医療に要した費用の額の算定方法は、健康保険の医療に要する費用の額の算定方法の例による。ただし、次の各号に掲げる者に係る医療に要した費用の額の算定方法は、当該各号に掲げる算定方法の例によるものとする。

一　七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）及び六十五歳以上七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に掲げる者を除く。）　後期高齢者医療の療養の給付に要する費用の額の算定方法

二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定により医療に関する給付を受ける者　介護保険の医療に要する費用の額の算定方法

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二百七十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十年十一月六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月四日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV—583	IHI建機　75U J—7	4LE2XCUA	住友建機製造株式会社	千葉県千葉市稲毛区長沼原町731番地1
NV—584	IHI建機　125U J—7	4JJ1XDJA	〃	〃
NV—585	IHI建機　225J X—7	4HK1XDIA	〃	〃